

監査委員公表第5号

地方自治法第199条第9項の規定により，令和3年6月に執行した指定管理者監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年7月16日

海田町監査委員

永 海 房 雄

海田町監査委員

大 高 下 光 信

指定管理者の監査結果報告書

- 1 準 拠 基 準 海田町監査基準
- 2 監 査 の 種 類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
- 3 監 査 の 対 象
 - (1) 施 設 海田総合公園
 - (2) 指 定 管 理 者 特定非営利活動法人ポラーノ
 - (3) 所 管 課 建設部都市整備課
- 4 監査の実施年月日 令和3年6月21日(月)
- 5 監査の実施場所 海田総合公園管理棟

- 6 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は, 適正かつ公正に行われているか。
 - (2) 協定書に則って, 適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - (3) 事業実績報告は, 適正に行われているか。
 - (4) 施設の管理に係る出納事務は, 適正に行われているか。
 - (5) 施設の管理運営は, 適正に行われているか。

- 7 監査の実施内容

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が, 関係法令等に基づき適正かつ効果的に執行されているかを, 関係資料を抽出審査するとともに関係者からの説明聴取により実施した。

- 8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ, 適正に執行されていることが認められ, 特に指摘すべき事項はなかった。